

盛岡市立巻堀中学校 いじめ防止基本方針(H31.1改訂)

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下、「法」という)第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 盛岡市立巻堀中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を学校と教育委員会が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で生徒の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

(3) いじめの防止に向けた学校の方針

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ問題等対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・教務主任・生徒指導主事・学年長・養護教諭・スクールカウンセラー(必要に応じて上記以外の職員の参加もあり得る)とし、情報交換を主に月1回定例開催する。この会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 具体的な取組

(1) いじめの未然防止に関すること

① 道徳教育の充実

道徳や特別活動の学習を中心としたすべての教育活動の場面において、規範意識や思いやり、所属感や自己存在感等を高めていく。

② 生徒理解・教育相談の充実

相談窓口の周知、教育相談やスクールカウンセラーの活用、アンケート調査等の実施による実態把握と点検を充実させる。

③ よりよい言語、生活環境の構築

生徒の言動はもとより、教職員自身の言動などにも細心の注意を払いながら、いじめの誘発・助長・黙認などにならないように、よりよい環境を築いていく。

④ 自治的な生徒会の指導支援

生徒会が主体となって、巻中きずな宣言をベースとしたいじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

⑤ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

(2) いじめの早期発見に関すること

① いじめ相談窓口の充実

相談は、学校の職員であれば、いつでも、だれでも可能なこと、また、電話やメールによる相談も可能なことを生徒に周知する。公的な相談機関は、繰り返し案内する。

② アンケート及び面談におけるいじめ調査

アンケート調査を年間複数回実施し、教育相談や三者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

③ 保護者への意識啓発

保護者会等で学校がいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

いじめ防止の取組の状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成状況を評価、公表する。

(3) いじめの対応に関すること

① 速やかな報告と情報の共有

いじめを発見、または相談を受けた職員は、速やかに、生徒指導主事へ報告し、いじめ等緊急会議を開催、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

② いじめを受けた生徒を最優先

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを最優先に考え、被害生徒の保護者と密に連絡を取り、大人が見守る体制を速やかに整備する。

③ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

④ 関係機関との連携

P T A役員会に報告し、保護者対応及び説明会について協議する。

いじめを行った生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を教育委員会、警察や児童相談所等と連携して講じる。

(4) いじめの解消に関すること

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が、満たされていないと認められない。ただし、これらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① 少なくとも3か月間、いじめに係る行為が止んでいること

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会に調査を依頼する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

【いじめ防止プログラム】

| 月 | 活 動 内 容 |
|----|-----------------------------|
| 4 | 第1回生徒総会 |
| 5 | |
| 6 | 第1回いじめ等アンケート、教育相談週間 |
| 7 | 情報モラル教室 |
| 8 | いじめ防止教員研修 |
| 9 | 心とからだの健康観察 |
| 10 | |
| 11 | 第2回いじめ等アンケート、教育相談週間・第2回生徒総会 |
| 12 | |
| 1 | 学校評価に関するアンケート |
| 2 | 第3回いじめ等アンケート、教育相談週間 |
| 3 | 小中学校による新一年生情報交換 |